

施策事例 ⑦ 健康福祉関連施策

野洲市パーソナル・サポート・サービス モデル事業

自治体情報 滋賀県野洲市

人口 / 50,394人 標準財政規模 / 11,980百万円

- 担当課** 市民生活相談室
- 電話番号** 直通 077-587-6063
- 実施主体** 野洲市
- 関連ホームページ** <http://www.city.yasu.lg.jp/doc/shiminbu/siminka/siminseikatu/kurasi.html>
- 事業期間** 平成 23 年度から平成 24 年度まで
- 関係施策分類**

予算関連データ

総事業費：9,824 千円 (H23)

名称	所管	金額 (千円)
23年度パーソナルサポートサービスモデル事業補助金	滋賀県	9,824円

施策のポイント

本事業は、日常生活における自立・社会的適応及び経済的自立が困難な者に対して、個々の支援ニーズに合わせて、各課の職員が「おせっかい」することを合言葉に伴走し、関係部署、市内外の関係機関などと密接に連携することで、地域一体となって生活再建を支援するものである。

1 取組に至る背景・目的

昨今、格差社会や貧困の連鎖等が大きな社会問題になる中、複数の課題を抱え、生活困窮に陥る者が増加している。本事業は、こうした生活困窮者を対象に、市役所内外の関係部署・機関が連携し、自立した社会参加を目指して支援を行うもので、併せて、様々な課題を抱える相談者に対応するため地域資源のネットワークを構築することを目的に実施している。

2 取組の具体的内容

市内の関係部署、市内外の関係機関と連携し、次の6事業を提案、実施する。

- 相談業務事業・・・市内連携による包括的・伴走型支援。様々な課題を抱える相談者に対し市役所・地域の総合力で生活再建の支援に取り組む。
- 就労相談支援事業・・・ハローワークとの連携で就職ナビゲーターの派遣を受け市役所にて就労相談を実施し、市内の横断的な就労支援の連携強化を図る。
- 困難事例検討事業・・・様々な問題領域に対して弁護士会の協力を得て定期的に事例検討をすることで、各部署が連携して取り組む相談体制を整備する。
- 就労困難者の企業体験研修・・・地域資源の活用として、市内事業者の協力を得て就労困難者の企業体験研修を実施。

- 居場所（サロン）事業・・・精神障がい者等、社会参加が難しい者に対する居場所づくりとして、精神障害者地域生活支援センターにパソコン講座を委託。
- 相談拠点事業・・・地域の相談拠点として、市民生活相談室に「しごと・くらし相談コーナー」を設置。中主エリアの相談拠点として社会福祉協議会に相談ブースを設置した。

H24年度 パーソナル・サポート・サービス モデル事業

あなたのくらしをサポートします！

聞かせて下さい、その悩み。
話して下さい、その思い。

弁護士や司法書士に相談するお金がない？！
⇒ **民事法律扶助制度** があります！

民事法律扶助とは・・・
日本司法支援センター（法テラス）が、経済的にお困りの方のために、無料で法律相談を行い、司法書士・弁護士の費用の立替を行う制度です。
* 利用できるかどうか要件がありますので、まずは、ご相談ください。

《就職ナビゲーターによる就労相談をご利用下さい》

日時：毎週水曜日 10:00～16:00
予約制
場所：野洲市役所相談室

ハローワーク職員と相談員が、仕事の紹介や相談、履歴書の書き方、面接等のアドバイスを丁寧に行います。
予約制でお1人様につき1時間ゆっくり話をさせて頂きます。

まずは気軽に市民生活相談室にご相談ください！！

～あなたの悩み、一緒に解決する方法を探します～

野洲市 市民部 市民生活相談室
〒520-2395 野洲市小椋原2100番地1
電話：077-587-6063 FAX：077-586-3677
e-mail soudan@city.yasu.lg.jp

3 現在までの実績・成果

平成23年度の相談実績は、相談者数270人、延べ相談件数1,939件である。就職ナビゲーターによる就労面談は102人で、その内53人が就職決定した（詳細は別紙参照）。

4 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

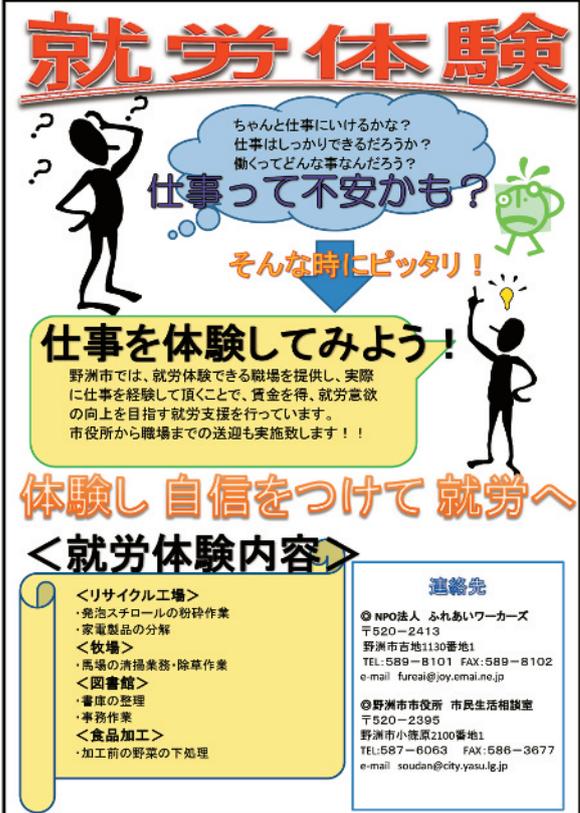
「パーソナル・サポート・サービス」の概念を制度設計するには、庁内・地域の連携が非常に重要となる。基盤として、滞納情報から多重債務者を発見し、生活再建へつなげる「多重債務者包括的支援プロジェクト」を活用し、庁内連携を深めることとした。また、現場が安心して連携できるように、個人情報の取扱いを整備した。併せて「野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱」を設置し、積極的な施策の推進を図った。

5 今後の課題と展開

24年度においては、対面の相談だけでは分からない本人の能力や問題領域に対応するため、就労体験を通してアセスメントを充実させる、社会的（中間的）就労事業を実施した。より個別ニーズにあった支援が提供できる仕組みとして活用されている。

また、相談件数の増加に対応する体制強化として、特に心身のフォローが課題となることから、看護師、精神保健福祉士等の専門資格を持った人材を配置した。

地域との連携においては、孤立死を防ぐため「生活弱者発見緊急連絡プロジェクト」を企画し、市内に賃貸物件を管理する不動産業者の協力を得て、家賃滞納者で生活困窮する状況がわかれば、市役所に繋げる仕組みを構築した。



就労体験

ちゃんと仕事にいきけるかな？
仕事はしっかりできるだろうか？
働くってどんな事なんだろう？

仕事って不安かも？

そんな時にピッタリ！

仕事を体験してみよう！

野洲市では、就労体験できる職場を提供し、実際に仕事を体験して頂くことで、資金を得、就労意欲の向上を目指す就労支援を行っています。
市役所から職場までの送迎も実施致します！！

体験し 自信をつけて 就労へ

<就労体験内容>

- <リサイクル工場>
 - ・発泡スチロールの粉砕作業
 - ・家電製品の分解
- <牧場>
 - ・馬場の清掃業務・除草作業
- <図書館>
 - ・書庫の整理
 - ・事務作業
- <食品加工>
 - ・加工前の野菜の下処理

連絡先

◎ NPO法人 ふれあいワーカーズ
〒520-2413
野洲市吉地1130番地1
TEL: 589-8101 FAX: 589-8102
e-mail: fureai@joy.email.ne.jp

◎ 野洲市役所 市民生活相談室
〒520-2395
野洲市小滝原2100番地1
TEL: 587-6063 FAX: 586-3677
e-mail: soudan@city.yasu.lg.jp